

## 「福祉団体等貸切バス利用料補助金」交付事務手続き

この補助金は、那須烏山市社会福祉協議会(以下、「本会」という)が、市内福祉団体が福祉の増進を目的とした事業を実施する上で、バスが必要となった際、使用する貸切バスの利用経費の一部を補助する事業です。

**1. 対象団体** 補助金を使用できる団体は、次にあたる団体です。

- (1)「那須烏山市社会福祉協議会事業計画」に位置付けられている団体
- (2)地域福祉の増進を目的とした活動を行っている団体であり、且つ多くの市民で構成されている団体
- (3)長年、地域福祉活動に携わった実績(本会に定期的に事業報告がある等)があり、今後の地域活動への協力が見込めると本会会長が認める団体 等

**2. 対象事業** 補助金を使用できる活動内容は、次のとおりです。

- (1)地域福祉の向上を目的とする福祉関係の大会・研修・視察に参加する事業
- (2)国・県等、行政機関が主催する福祉に関する事業に参加する事業
- (3)各福祉団体の福祉活動を行う事業 等

**3. 補助金額** 補助金は年に1回利用できます。貸切バス一台につき、以下のような補助金額となります。

### ●対象事業(1)(3)

合計額の5分の4以内の金額で、1,000円未満は切り捨てとなります。

補助金最大額

- ①乗車人数30人以上のバス(大型バス) 50,000円
- ②乗車人数11人～29人のバス(小型・中型バス) 40,000円

例)

- ・大型バスで、68,970円(税込み)でかかった場合 補助金額:50,000円
- ・中型バスで、36,234円(税込み)でかかった場合 補助金額:28,000円

### ●対象事業(2)または障がい児者の養育に関する活動

合計額の内、以下の補助金まで補助(ただし、1,000円未満は切り捨て)となります。

補助金最大額

- ①乗車人数30人以上のバス(大型バス) 60,000円
- ②乗車人数11人～29人のバス(小型・中型バス) 50,000円

例)

- ・大型バスで、67,542円(税込み)でかかった場合 補助金額:60,000円
- ・中型バスで、34,250円(税込み)でかかった場合 補助金額:34,000円

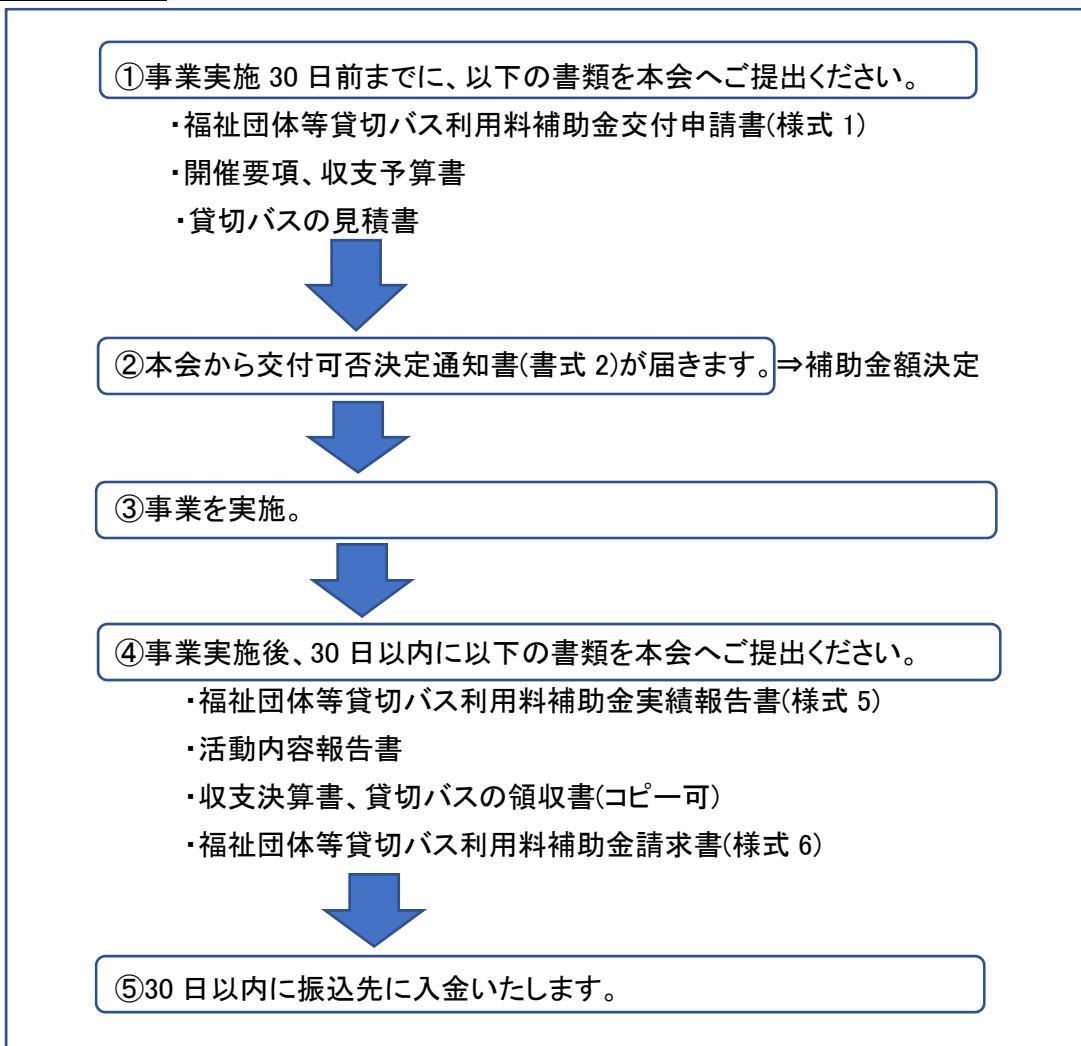
**4. 対象外事業** 補助金を使用できない活動は、次のとおりです。

- (1)参加者が、貸切バスの乗車定員の半数以下である場合
- (2)観光や遊興・慰安を目的としている場合
- (3)宿泊を伴う場合

5. 対象外経費 補助金は貸切バスの借上げに関わるものとし、次の項目は補助金対象外の経費です。

- (1)有料道路等の通行料
- (2)駐車場使用料
- (3)バス運転手への謝礼及び食事代
- (4)搭乗者の保険料 等

6. 手続き方法 補助金交付までの流れは次のとおりとなります。



※一時立て替えとなりますので、ご了承ください。

7. 変更・中止

事業が、内容変更や中止となった場合、「福祉団体等貸切バス利用料補助金変更・中止承認申請書(様式 3)」を本会に必ずご提出をお願い致します。